

令和7年度 第2回豊川市都市計画審議会議事録

- 1 日時
令和8年3月26日(木) 午前10時00分～午前11時10分
- 2 会場
豊川市役所 議会協議会室
- 3 議案
【付議案件】
第1号議案 東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について(豊川市決定)
【諮問案件】
第2号議案 第3次豊川市都市計画マスタープランの改訂について
第3号議案 豊川市立地適正化計画(令和7年度改定版)について
- 4 出席委員【12名】
 - (1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員
大貝彰 浅野純一郎 生田京子 森下保 山田裕也 林昌宏
大場篤 篠崎邦江 小林尚美 各委員
 - (2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員
加藤典子 佐々木和美 各委員
 - (3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員
林高吉 委員
- 5 傍聴者数
1名
- 6 付議・諮問依頼者
豊川市長 竹本幸夫
- 7 事務局及び議案説明者
都市整備部長 山本英樹
都市整備部次長 川嶋啓充、田中良生
都市計画課 白井課長、大高主幹、山本課長補佐
岡田係長、後藤係長
細井主任、伊藤主任、安藤主事
区画整理課 安形主幹、鈴木技師、野本事務員

午前10時00分 開会

1 開会

(事務局：課長補佐)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回豊川市都市計画審議会を開会いたします。

私は事務局の都市整備部都市計画課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず始めに、定足数の確認についてご報告をいたします。本日は委員定数15名のうち、出席者は12名でございます。豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は、駒木委員、宇井委員、伊東委員につきましてはご欠席となります。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は、豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることとなっております。つきましては、傍聴の皆様にはお配りしております傍聴にあたっての注意事項の内容を遵守し傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますのでご了承ください。

それではここでお手元の配付資料について確認させていただきます。次第、委員名簿、配席表、審議会資料、説明資料1から3、参考資料1から4、都市計画審議会関係法令となります。過不足等はないでしょうか。

事務局からの事前の説明は以上でございます。それではここからは大貝会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

みなさんおはようございます。大貝です。今日もこの審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 議事録署名人の指名

(会長)

それでは最初にお手元の次第に従いまして、議事録署名人の指名についてです。運営細則第9条第2項の規定で、議長が出席した常任委員のうちから2名を指名することになっております。そこで議事録署名人には、加藤委員と佐々木委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 議事

第1号議案 東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について

(付議) 【豊川市決定】

第2号議案 第3次豊川市都市計画マスタープラン改訂について

(諮問)

第3号議案 豊川市立地適正化計画(令和7年度改定版)について

(諮問)

(会長)

それでは早速ですが本日の議事に入ってまいりたいと思います。

第1号議案は、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に付議されているものです。第2号議案、第3号議案は、豊川市から意見照会を受ける諮問となります。それではまず、第1号議案「東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課長)

都市計画課の白井です。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案「東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について」ご説明します。説明の順序といたしましては、お手元の審議会資料にて概要をご説明し、その後、説明資料1で詳細をご説明します。それでは、審議会資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

第1号議案「東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について」です。変更する都市計画の概要としまして、Ⅰ. 都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画豊川宿長者松地区計画です。Ⅱ. 決定権者は豊川市となります。Ⅲ. 変更の概略ですが、良好な住環境の形成を図るため、地区計画を定めるものです。1枚おめくりいただき2ページをご覧ください。Ⅳ. 位置図として都市計画総括図を載せています。変更箇所は青色で囲った部分で、拡大図では計画区域を赤く枠で囲っています。位置としましては、名古屋鉄道名古屋本線伊奈駅と都市計画道路国道1号線の間となります。3ページをご覧ください。Ⅴ. 計画図です。計画区域を赤線で囲っています。1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。Ⅵ. 計画書です。本ページのとおり地区計画を決定します。5ページをご覧ください。Ⅶ. 理由書です。こちらにつきましては、説明資料1に沿ってご説明させていただきます。なお、この説明資料1につきましては、令和7年11月に行いました説明会にて使用した資料を基にしたものとなっており、法定図書以外の解説を含む資料となっています。審議会資料につきましては、説明資料1とあわせて適宜ご確認ください。

それでは、説明資料1をご覧ください。説明資料1左側の上段、1. 本地区の現状についてです。位置は豊川市宿町長者松の一部で、面積は約1.4ヘクタール、用途地域は第1種中高層住居専用地域の容積率150パーセント、建蔽率60パーセントです。現在は地区のほとんどが農地となっています。続いて説明資料1左側下段、2. 上位計画の位置付けです。本地区は、令和3年に策定した第3次豊川市都市計画マスタープランの地域別構想「小坂井地域」のまちづくりの方針と施策において、土地区画整理事業の支援による都市機能の改善と健全な住環境の整備を図る地区と位置付けています。続いて説明資料1右側の上段、3. 決定の目的です。本地区は、名古屋鉄道名古屋本線伊奈駅の

東側に近傍し、都市計画道路国道1号線など主要な幹線道路へのアクセスに優れ、鉄道と道路の双方において利便性が高い立地条件を有しています。一方で、本地区には農地が広がっており、都市基盤が脆弱なため、有効な土地利用が図られていない状況にあります。また、地元地権者の皆さまから、地区計画等による良好な住環境を求められているところです。本地区では、土地地区画整理事業の事業化が進められており、令和8年6月の事業開始を目指しています。あわせて、地区計画を策定することにより、良好な住環境の形成を図ることを目的としています。続いて説明資料1右側中段、4. 地区計画の内容です。本地区では、地区計画の決定による「地区施設の配置」と「建築物等に関する事項」を定めます。初めに地区施設の配置についてです。本地区では、道路、緑地、公共空地として調整池を地区施設に設定します。これらは今後施行予定である土地地区画整理事業で整備する施設に合わせて設定するものです。次に建築物等に関する事項です。建築物の敷地面積の最低限度を120平方メートルと設定します。これは土地地区画整理事業後においても土地の細分化を防ぎ、ゆとりある住環境を実現するために設定するものです。面積の120平方メートルについては、市内の土地地区画整理事業区域に地区計画を設定している住居系の地区と同じ規模となっています。なお、本地区の用途地域は、第1種中高層住居専用地域であることから、これ以上の建築物等に関する制限は不要と考えております。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料の7ページをご覧ください。令和7年11月18日に都市計画説明会を実施しています。豊川市が開催した説明会には合計5名の参加をいただきました。その後、令和8年2月12日から2月26日まで案の縦覧を実施し、縦覧者数は0名で意見書の提出はありませんでした。今後は、本日の審議会結果を踏まえ知事との協議を行い、協議回答後になりますが令和8年6月下旬の告示を予定しております。

以上が東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定の内容となります。

(会長)

はい。

どうも説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました内容についてご意見、ご質問を受けたいと思います。

地区計画の内容としては、地区施設として道路、緑地、公共空地、公共空地これは調整池ですね。あとは建築物の敷地面積の最低限度を120平方メートルと定め、それによって住環境を確保していこうということです。地元の地権者からの同意も得られているということです。

いかがでしょうか何かご質問があればご意見でも構いません。

A委員。

(A委員)

意見と言うわけでもないですが、事前にお話を伺ったところでは、北側にも同じような区画整理の実績があつて、それが影響して、地権者さんがこれはいいということで、同様の区画整理が実現したということなんですけれども、小坂井地区はご存じのように密集市街地というか基盤脆弱地域なのにもかかわらず、伊奈駅は名鉄の特急が停まるものがあつて、立地適正化計画で拠点を形成していくうえでも重要な場所ではあるんですが、そういう場所にもかかわらず脆弱な基盤市街地にミニ区画整理的ではありますがこういう事業が積み重なっていくというのは非常に前向きに評価していいんじゃないかなと個人的には思っております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

その他に何かご意見ご質問があればお受けしますが、よろしいでしょうか。

はい。それでは第1号議案について採決に移りたいと思います。第1号議案「東三河都市計画豊川宿長者松地区計画の決定について」異議なしとして回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(会長)

はい。ありがとうございます。それでは第1号議案については異議なしとします。

続きまして、第2号議案「第3次豊川市都市計画マスタープラン改訂について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課長)

はい。

それでは審議会資料9ページをご覧ください。第2号議案「第3次豊川市都市計画マスタープラン改訂について」です。

I. 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、行政が実施する個別都市計画の決定、具体的な規制誘導や都市計画事業の指針となるものです。II. 豊川市における都市計画マスタープランの策定の変遷については、平成8年度に第1次豊川市都市計画マスタープランを策定し、平成22年度に第2次豊川市都市計画マスタープラン、令和2年度に現行の第3次豊川市都市計画マスタープランを策定しました。現行の第3次豊川市マスタープランの目標年次は、令和12年であり、令和7年度で中間年次を迎えました。1枚おめくりいただき、10ページをご覧ください。III. 見直しの必要性です。今年度、現行の都市計画マスタープランの策定から5年が経過し中間年次を迎えました。また、本市の最上位計画である第7次豊川市総合計画が策定されたことや、その他の関連計画との連携・整合を図るとともに、社会情勢の変化や現状分析結果等に

対応するため見直しを行いました。次にⅣ．策定体制です。都市計画マスタープランの見直しにあたっては、専門的事項を調査研究するために置く作業部会と都市計画課からなる庁内策定組織で案を検討し、学識経験者や市内関係団体の代表者等からなる策定委員会での調査、検討及び審議を経て、パブリックコメント等で市民の意見も取り入れながら見直しを行いました。ここで、お手数ですが参考資料1の180ページをご覧ください。豊川市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿です。本日の出席者である浅野委員をはじめ、多くの皆さまにご協力をいただきながら本計画を改訂することができました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは審議会資料を1枚おめくりいただき11ページをご覧ください。Ⅴ．見直しの流れです。令和7年9月30日に開催した第1回策定委員会では、現行の都市計画マスタープランの進捗状況と中間評価を行うにあたって、上位計画の動向、社会情勢の変化、現状分析の要素を取り入れ、都市づくり上の課題の見直しを行い、それを踏まえて全体構想の見直しを行いました。令和7年10月28日に開催した第2回策定委員会では、第1回策定委員会での内容といただいた意見を踏まえ、全体構想（分野別方針）と地域別構想の見直しを行いました。令和8年1月には住民向けの説明会を実施し、その後、1月から2月にパブリックコメントで市民の皆さまの意見を募集しました。そして本日の都市計画審議会に諮問させていただいております。次にⅥ．見直しの要点です。こちらについては説明資料2を用いて説明させていただきます。

それでは、説明資料2をご覧ください。この資料では赤字で変更箇所を示しており、それぞれの内容に対応する参考資料1のページ数を右上に示しています。説明資料2左側上段、1．都市づくり上の課題の見直しについてです。現行計画の評価、上位・関連計画、社会情勢の変化及び現況分析を踏まえ、「都市づくり上の課題」を見直しました。視点①都市構造では、多様な居住ニーズ・ライフスタイルを支える新たな住宅地の確保を都市づくり上の課題として追加しました。これは、人口が減少する中であっても増加傾向である世帯数に対応することや市外の人からも豊川市を選んで住んでもらいたいという思いから追加したものです。視点②都市活力では、工業機能の維持・増進として「これまでの工業振興に資する施策の継続」や「工業用地の拡大」を追加しました。また、本市最大の観光資源である豊川稲荷の令和8年午年開帳、令和12年大開帳により観光客の増加が見込まれることから、交流人口の拡大による都市活力の維持・増進として「観光客をはじめとする来訪者の増加に対応した都市基盤や景観の充実」を追加しました。視点③都市生活では、大規模災害等に備えた安全・安心の確保として「事前復興に関する新たな取組を検討すること」を追加しました。この事前復興まちづくり計画については、現行の都市計画マスタープランの達成度を検討した際に達成度が低かったため、改めて課題として位置づけたものになります。続いて、説明資料2左側の下段2．都市づくりの目標の見直しです。これは先ほどの都市づくり上の課題の見直しを踏まえて、都市づくりの目標を見直すもので、現在の目標を補強するような見直しをしています。都市づくりの目標①については、先ほどの多様な居住ニーズ・ライフスタイルを支える新たな住宅地の確保の課題を受けて、目標に「多くの

人が住み続けたい、住んでみたいと思える住宅地の確保を図る」ことを追加しました。都市づくりの目標②については、先ほどの観光客をはじめとする来訪者の増加に対応した都市基盤や景観の充実の課題を受けて、目標に「本市の魅力を広くアピール」することを追加しました。説明資料2右側の上段に移りまして、都市づくりの目標③については、先ほどの事前復興に関する新たな取組を検討することを受けて、「平時から災害への備えを進める」ことを追加しました。続いて説明資料2右側中段、3. 将来都市構造の見直しです。これは「都市づくりの目標」の見直しを踏まえ、新たに必要となる住宅地の形成や新たな産業集積エリアの形成を追記するものです。市街地ゾーン（住居系）では、中心拠点周辺や鉄道駅周辺などでの人口の集積強化や高度利用や低未利用地の活用などにより、利便性が高くコンパクトにまとまった市街地の形成を図った上で、今後の人口動向や増加が見込まれる世帯数の見直しとそれに対応した住宅地供給の必要性を勘案し、地域拠点周辺の既存ストックの活用が可能な地域を中心に、新たに必要となる住宅地の形成を検討することを追記しました。また、将来都市構造に記載のとおり、新たな産業集積エリアとして、JR三河一宮駅の西側を位置づけています。続いて説明資料2裏面の左側をご覧ください。4. 分野別の方針の見直しについてです。ここでは、赤字の変更箇所に加えて、先ほど新たに追加した「都市づくり上の課題」を青字で示しています。こちらは、「都市づくり上の課題」の見直しを踏まえ、土地利用、都市施設整備、市街地整備、自然環境などの保全及び景観形成、都市防災などの各分野について方針を見直すものです。土地利用の方針では、多様な居住ニーズ・ライフスタイルを支える新たな住宅地の確保に向け、地区計画制度等を積極的に活用し、土地利用の適正な規制・誘導を図ることを追記しました。都市施設整備（道路）の方針では、豊川稲荷周辺におけるウォーカブルなまちづくりに資する基盤整備の推進として、まちなかの回遊性やにぎわいの創出を図るための歩きたくなる空間への高質化を図ることを追記しました。都市施設整備（公共交通の方針）では、観光客をはじめとする来訪者の増加に対応した都市基盤の充実を図るため、JR豊川駅東西自由通路の改修を進めることや、JR三河一宮駅での駅前ロータリーの整備について追記しました。都市施設整備（公園・緑地）の方針では、都市の快適さを向上させ、市民が魅力を感じる公園づくりを行うため、長期未整備公園の見直しや効率的な公園施設等の整備・利活用を行うこと、赤塚山公園の民間活力導入によるイベント等のソフト事業により、さらなるにぎわいの創出を図ること、豊川公園のスポーツ利用に加え、再整備を生かした多種多様なさらなる交流人口の増加を図ることを追記しました。市街地整備の方針では、多様な居住ニーズ・ライフスタイルを支える新たな住宅地の確保に向け、拠点駅周辺の基盤整備や土地の高度利用を促進すること、地域拠点周辺などで新たに必要となる住宅地の形成を検討することを追記しました。都市防災などの方針では、大規模災害等に備えた安全・安心の確保をより一層進めるため、事前復興まちづくり計画の策定を推進することを追記しました。続いて説明資料2右側5. 地域別構想の見直しについてです。地域別構想は、市民にとって身近な生活圏の範囲ごとに、地域のまちづくりの目標と方針・施策、市民協働で目指す取組を定めるもので、地域区分は、コミュニ

ティ活動の状況などを考慮し、中学校区を基本としています。これまでの都市づくり上の課題や全体構想の見直しを受け、地域別構想を見直します。地域別構想については、各地域の特性・個性や地域ニーズにきめ細かく対応するもので、かつ内容も豊富なため、参考資料1をご確認いただくことで省略させていただきます。また、参考として作業部会及び策定委員会の検討内容を資料下段に記載しております。

以上が第3次豊川市都市計画マスタープラン改訂についての内容となります。

(会長)

はい。ありがとうございました。

この策定委員会に関わった審議会委員の方もおられるということで、何かご質問ご意見があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

今回は改訂版ということで、部分的な見直し、前回策定したときから5年が経過してるということで、社会情勢等の変化や課題の洗い直しを踏まえて、今回の改訂にいたっています。

B委員。

(B委員)

では1点、事務局の方に確認をしたいところですが、三河一宮駅の整備のところですが、東側の砥鹿神社側はロータリーを作るという計画は存じ上げておりますが、線路よりも西側は整備がされない状態。市街化調整区域であるのは承知しておりますが、公共交通機関の利用促進という観点から非常に使いづらい形状になってるんじゃないのかなというのをちょっと感じておるところで、その辺の開発の計画を検討する余地があるのかということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

(会長)

はい。事務局から。

(事務局：都市計画課長)

三河一宮駅周辺につきましては、地域拠点になっておりますので、総合的な形で開発の検討等をできるような余地として見直しをしております。具体的な検討については今後進めていく形になると思います。

(B委員)

はい。ありがとうございました。

(会長)

その他何かご意見ご質問があれば、よろしいでしょうか。

特に、ご意見ご質問なければ、まとめていきたいと思えます。それでは、ただいま説明のあった第2号議案「第3次豊川市都市計画マスタープラン改訂について」は、原案のとおりでご異議ないでしょうか。

【異議なし】

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、第2号議案については異議なしとします。

続きまして第3号議案「豊川市立地適正化計画（令和7年度改定版）」について事務局から説明をお願いします。

(事務局：都市計画課主幹)

はい。

都市計画課の大高でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、審議会資料13ページ、また説明資料3を用いて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。まずは審議会資料の13ページをご覧ください。

第3号議案「豊川市立地適正化計画（令和7年度改定版）について」です。なお、本議案につきましては、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づきまして、本審議会においてご説明させていただくものです。Ⅰ. 立地適正化計画とは、全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が進行することが見込まれており、市街地が拡散した状態のまま人口が減少し低密度化が進行した場合、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの維持が将来的に困難となることが懸念されています。こうした背景を踏まえ、行政と住民、民間事業者が連携し、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するための計画として、都市再生特別措置法に基づき「立地適正化計画」が制度化されています。立地適正化計画では「計画区域」、「住宅及び都市機能施設の立地の適正化に関する基本的な方針」、居住の誘導を図る「居住誘導区域」、都市機能施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、都市機能誘導区域への立地を図る「誘導施設」、並びに居住及び都市機能の誘導を推進するための「市町村が講ずべき施策（誘導施策）」等を定めることとされております。また近年では、災害リスクを踏まえた安全なまちづくりの観点から、防災・減災の取組を計画に位置づけることが求められています。続いてⅡ. 改定の必要性です。本市の立地適正化計画は平成28年度に策定し、目標年次を令和22年としており、令和3年3月に行った前回の改定から5年が経過することから、計画内容の見直しを行う必要があります。今回の改定では、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により、災害リスクを踏まえた安全なまちづくりを推進するため、新たに「防災指針」を計画内に位置づけるとともに、居住誘導区域の一部見直しや誘導施設の再整理等を行っております。14ページのⅢ. 策定体制についてです。こちらは都市計画マスタープランの見直しと同様に、専門的事項を調査研究するために置く作業部会と都市計画課か

らなる庁内策定組織で案を検討し、学識経験者や市内関係団体の代表者等からなる専門部会での調査、検討及び審議を経て、パブリックコメント等で市民の意見も取り入れながら見直しを行っております。なお、専門部会の委員につきましては、先ほどの都市計画マスタープラン策定委員会の委員の皆様にも兼ねてご審議いただく形としております。続いて15ページのIV. 改定の要点についてですが、こちらについては説明資料3を用いて説明させていただきます。

資料左側上段です。改定の趣旨ですが、今回の改定は4点ポイントがございます。1点目は、都市再生特別措置法により、おおむね5年ごとに施策の実施状況等についての調査、分析及び評価を行うこととされていることから、現行計画への改定から5年が経過することを踏まえ、目標値の達成状況等を確認いたしております。2点目は、都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）に基づく土砂災害特別警戒区域等のハザードの取り扱いの変化等に応じて、誘導区域等の設定を見直ししております。3点目は、施設に対する本市の考え方を踏まえ、誘導施設の設定を見直ししております。4点目は、都市再生特別措置法の改正を踏まえ、激甚化、頻発化が著しい自然災害に対応した安全なまちづくりの推進に向けて新たに「防災指針」を位置づけます。続いて資料中段左側になります。1) 目標値の設定についてです。まず目標値の達成状況ですが、居住誘導区域の人口密度については、令和6年時点で1ヘクタールあたり52.6人、目標値である1ヘクタールあたり49人を上回っており、目標を達成している状況で推移しております。次に、主要な鉄道駅の1日あたり乗車人員につきましては、令和6年度で1日あたり19,462人となっており、コロナ禍から回復傾向にはあるものの、目標値である1日あたり20,000人には達していない状況です。これらを踏まえた今後の目標値の設定方針ですが、人口減少の進行が見込まれるなか、居住誘導区域の人口密度については、現行の目標値を据え置きます。また、主要な鉄道駅の乗車人員につきましても、現時点では目標に達していないことから、引き続き同一目標の達成を目指すこととします。次に資料右側上段です。2) 誘導区域の見直しについてです。今回の見直しでは主に2つの視点から検討を行っております。1点目は、良好な居住環境の確保の観点です。土砂災害や水災害に係るハザード情報の見直しを踏まえ、居住誘導区域からの除外対象の整理を行います。2点目は、活力の維持・創出の観点です。準工業地域における土地利用の変化を踏まえ、区域設定の適正化を図ります。こちらの誘導区域の検討にあたりましては、専門部会において多角的なご議論をいただいております。特に、居住誘導区域の見直しにつきましては、災害リスクを踏まえた区域設定の考え方や、区域のあり方そのものについて活発なご意見をいただきました。こうした議論を踏まえまして、本市としての考え方を整理したうえで、今回の改定案を取りまとめております。参考として、この資料の2枚目に居住誘導区域の新旧区域を重ねた図面を添付しております。基本的には大きく変わっておらず、紫色の網掛けが現行計画の除外対象区域、それを青い斜線の見直し案における除外対象区域に若干修正をかけているものです。それでは説明資料3の1枚目にお戻りいただき、資料右側下段、3) 誘導施設の見直しについてです。本市の公共施設再編や学校施設の

配置方針を踏まえ、今回、新たに児童館及び小中学校を誘導施設に追加します。児童館につきましては、複合化等による施設再編を推進する方針が示されていることから、都市機能誘導区域内の児童館を誘導施設に位置付け、既存施設の維持及び他機能との複合化を図ります。小中学校につきましては、現在の配置を維持しつつ施設の長寿命化を図る方針が示されていることから、小中学校を誘導施設に追加し改修等による教育環境の改善を図ります。これにより、国の支援制度の適合性が高まり、より有利な財政支援を受けながら施設整備を進めることも可能となります。資料の裏面左側上段です。4) 防災指針の策定についてです。近年の災害の頻発化、激甚化を踏まえ、これまでの立地誘導の考え方に加え、防災・減災の視点をより明確に計画の中に位置づけるため、今回新たに防災指針を定めるものです。防災指針とは、災害リスク分析に基づき、居住誘導区域等で必要な防災・減災対策を定め、立地誘導と一体で安全確保を進める方針です。資料中段、①防災まちづくりの課題をご覧ください。市全域で洪水による浸水が想定される状況や、山沿いを中心に土砂災害による被害が想定される状況、豊川・豊川放水路流域では広範囲で氾濫流による家屋倒壊が想定される状況が示されており、また、御津地区の沿岸部におきましては洪水や高潮など様々な水害による浸水が想定される状況が示されています。下段、②防災まちづくりの将来像です。災害被害を完全に防ぐことは困難であることを前提に、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害リスクの最小化を図ることを基本的な考え方とし、本市の防災まちづくりの将来像を「災害リスクを最小限に抑え、市民が安心して便利に暮らし続けられるまち」としました。資料右側上段です。③防災まちづくりの取組み方針をご覧ください。防災まちづくりの将来像の実現に向けて「災害リスクの回避」と、「災害リスクの低減」の視点から、災害リスクに対する基本的な考え方を整理します。まず、回避できるリスクは区域設定等で災害時に被害が生じないようにします。そして残ったリスクについては、ハード、ソフトの両面から対策を強化し、災害時における被害の低減を図ります。④防災まちづくりに向けた具体的な取組みです。今申し上げた取組みの方針に基づき、具体的な取組みと実施主体を表のように整理しております。具体的には、河川や海岸施設の強化、雨水排水機能の強化、避難路の確保、防災意識の向上、情報提供体制の強化など、ハード、ソフトの両面から対策を推進します。下段、⑤防災まちづくりの目標をご覧ください。防災まちづくりの将来像の実現に向けた取組みの効果が発揮されているかを評価するため、3つの数値目標を設定します。1つ目が地震などの防災対策に関する市民満足度です。2つ目は防災アプリ・安心メールの登録件数。3つ目が防災リーダー養成講座の修了者数です。基本的に定量的で、かつ計画期間中に効果の可視化が可能な指標であること、また、他自治体の計画を参考に、指標を明確化したうえで進捗管理までを意識し、評価、改定につなげている傾向も見てとれましたので、本市としましても定量的で効果測定のしやすいものを軸に選定したものです。本立地適正化計画の目標年次が2040年、令和22年ですので、こちらの目標年次もそこにあわせております。それぞれ、基準値と目標値をご覧くださいの数値のように設定しまして、これらの指標により取組みの効果を定量的に把握していきたいと考えております。以上が計画

改定の内容となります。特に今回の改定では、防災指針を新たに位置付け立地誘導と防災・減災の取組を一体的に進めていくこととしております。本市としても、本計画に基づき安全で持続可能なまちづくりを着実に推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

それではただいま説明のありました、豊川市立地適正化計画（令和7年度改定版）について、皆さまのご意見、ご質問を受けたいと思います。何かあれば挙手をお願いします。

私から確認ですが、新たに防災指針が入ってきたわけですが、この参考資料3のどこを見ればよいでしょうか。

(事務局：都市計画課主幹)

参考資料3の42ページをご覧くださいと思います。防災指針とはというところから始まりまして、43ページには災害リスクの分析と評価のページ、44ページは防災まちづくりの課題、45ページと46ページには本市が抱えている災害リスクを図で示したもの、47ページ以降は防災まちづくりの将来像と取組み方針などを示して掲載しております。

(会長)

これが新しく入ってきたということでしょうか。

(事務局：都市計画課主幹)

今までの計画にはこの部分はありませんでしたが、今回の改定で新たに位置付けたものでございます。

(会長)

はい。皆様から何かご質問でもご意見でもよろしいですが、ありますでしょうか。

この後のスケジュールはどういう手続きでしょうか。

(事務局：都市計画課長)

審議会でご審議いただいた後、策定、公表となります。

(会長)

この審議会ですべて異議がなければ原案のとおり改定版が成立し、正式なものとなるということですね。

これは先ほどの都市計画マスタープランも同じですか。

(事務局：都市計画課主幹)

同じです。

(会長)

C委員。

(C委員)

質問です。

計画規模L1と想定最大規模L2というのが、どういう違いを持っているのかを教えてくださいということと、L1において予想浸水深3.0メートル以上に関しては居住誘導区域から今回外したということで、L2の中には3.0メートル以上だけれども、外してない地域があるということなのでしょうか。このL1・L2とそれに対応する考え方みたいなところを説明していただければと思います。

(事務局：都市計画課主幹)

今C委員がおっしゃいましたのは、洪水の浸水に対する考え方の点かと思えます。いわゆる計画規模と呼ばれる50年から100年に1度の頻度の雨とされるL1という浸水想定と、それ以上で想定最大規模と呼ばれるL2という激甚な浸水被害の2種類が防災面の想定浸水深の考え方としてございます。これまで豊川市におきましては、想定最大規模における浸水深が2メートル以上となることを居住誘導区域から除外するという考え方をとっておりましたが、国の防災の考え方で2メートルという考え方ではなく1階の軒下までが浸水する恐れがある高さを3メートルという基準が示されておりますので、今回は豊川市におきましてもこの3メートルという浸水深を1つの物差しとして設定いたしました。そして計画規模L1と想定最大規模L2というところですが、L2で被害想定を出して3メートル以上となることを除外するというのが理想ですが、本市の場合その基準を採用しますと都市機能誘導区域の中でも3メートル以上の浸水深が想定される部分が数多く散見され、そのような部分をすべて除外しますと今後の一体的なまちづくりが非常に困難となります。そういったことから、今回の改定におきましては、計画規模のL1の3メートルを採用したところでございます。説明資料3の2枚目に居住誘導区域からの除外を示す区域を示した図がつけてありますが、土砂災害で警戒区域等に指定されているところと、3メートル以上の浸水が想定されることを除外した形になっております。一部、牛久保駅と書かれている市の南側のところで、棒状に網がかかっているところがありますが、こちらにつきましては、想定最大規模でも5メートル以上の非常に大きな浸水が想定されている区域であることから、そういった地盤が低く、豊川の洪水による被害が想定される場所ですので、本来除外対象にはならないような区域ですが、そういった大きな雨が降った場合に非常に心配な地域であることから、引き続き居住誘導区域から除外をしているという特殊な地域も含まれております。C委員がおっしゃいましたL1とL2という考え方につきましては、本市においてはL2が採用しにくい状況ということもあり、このあたりは専門部会の中でもかなり活発にご意見をいただいた

ところですが、計画規模の3メートルというところを基準とさせていただき、基本的にこれまでの居住誘導区域を維持するような形で計画を推進したいと考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

(C委員)

はい。ありがとうございます。

もうひとつ伺いたいのは、参考資料の48ページですけど、ハードの対策とソフトの対策で、ハードの方がいわゆる河川海岸施設の強化によるもので、例えば避難所までの距離とかが浸水してきたときに適切な距離感で避難所があるかとかという話は、ハードとソフトのどちら側に入っている内容でしょうか。

(事務局：都市計画課主幹)

基本的にはソフト対策の方で、概ね1キロメートルを圏内というようなところで市の防災面で避難所が設定されているところですが、そこまでの避難路の確保という点につきましてはハードの面になってこようかと思えます。適切な避難所の設置ということにつきましてはソフト面での対策になってこようかと考えております。

(C委員)

わかりました避難所の扱いがちょっとわかりづらかったので質問させていただきました。

(会長)

はい。ありがとうございます。

その他、何かご質問があれば。

A委員。

(A委員)

私この両計画の策定委員会を取りまとめということにもかかわらせていただいたので、議論の内容は、むしろ責任を持つ立場ではあるのですが、次回本改定するときフォーマットとして、都市計画マスタープランの方では地域別構想っていうのがあって、策定委員会の議論でもどちらかというところ全体構想の議論が中心で地域別構想は各地域でやった議論を積み重ねてまとめていくって従来型の方式に基づいてまとめられていて、ここでもまとめのフォーマットはどちらかというところ昔からの踏襲型だと思うんです。ところが立地適正化計画の方では、かなり拠点をどういうふうにするのかとか、具体的な施設をピックアップしながら将来構想を描くような内容になってるわけですが、その書き方っていうかそのねらいと、都市計画マスタープランの地域別構想の粗さが合っていないんですよね、だから都市計画マスタープランを見ていくと地域別構想の役割っていうのが、行政向けの話なのか地域住民向けの話なのか、そこももう1回考え直す必要もあるし、まとめ方も立地適正化計画は立地適正化計画で別で

あるわけですから、そのことを都市計画マスタープランの地域別構想には書きづらいついていうのはあるんですが、そこの書きつぷりを次回あたりからもう少し工夫していく必要があるのかなって今日見てて思ったんですよね。どうしても見直し改定のおきは地域別構想をあまり見ない。改めて見ると、後ろの地域別構想って本当に同じフォーマットで中学校区ベースにしてきてその切り方っていうのは、豊川の場合とにたく立地適正化計画で言っている地域拠点が多いですから、拠点ごとに見れるはずなんだけどそこにも十分に反映されていないようなところがあつてですね、都市計画マスタープランの地域別構想は少し見づらい、役割は改めてこれは何かということをもう少し検討する余地があるのかなというふうになちよつと思ひましたので、次回フル改定のおきに少し何かいい方策があれば議論していったほうがいいのかなと見ていて思ひました。

以上でござひます。

(会長)

はい、わかりました。

次回ということは、第4次の都市計画マスタープランと立地適正化計画の話でもうちよつと先の話にはなりますが、今、取りまとめいただいたA委員からの意見ということでお受けとめたいと思ひます。

その他何かあれば。

はい。それでは特にご意見もないようですのでまとめていきたいと思ひます。第3号議案「豊川市立地適正化計画（令和7年度改定版）について」原案のとおりでご異議ござひませんかでしょうか。

【異議なし】

(会長)

はい。ありがとうございます。第3号議案については異議なしとします。

これで本日の議案審議はすべて終了しました。

その他、事務局から何かあればよろしくお願ひします。

4 連絡事項

(事務局：課長補佐)

事務局からは特にござひません。

5 閉会

(会長)

はい。

それではこれをおちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。皆様ご協力ありがとうございます。